

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

「知立市食育推進計画」は、平成 21 年度に策定し、平成 22 年度より計画を開始しました。計画策定の背景として、近年の社会環境の変化に伴い、家族のあり方やライフスタイルが多様化し、食生活をとりまく環境が大きく変化したことにより、栄養の偏りなどの食生活の乱れによる生活習慣病や肥満の増加などの問題が見られるようになりました。また、日々の「食」の大切さや自然や生産者への恩恵を忘れがちになることによって、食べ残しなどの食料資源の浪費なども問題になっていました。

このため、市民一人ひとりが、健康で人間性豊かに生活するために、「食」に関する知識を習得し、健全な食生活を実践することを目的として「知立市食育推進計画」を策定しました。

この計画の策定にまつわる国、県の動向として、国においては、平成 17 年 7 月に「食育基本法」が施行され、さらに平成 18 年 3 月には「食育推進基本計画」が策定されました。

これを受け、愛知県においても平成 18 年 11 月に愛知県食育推進会議により、「あいち食育いきいきプラン」が策定されました。

「知立市食育推進計画」では ①食育で心を育もう ②食育でからだを育もう ③食を取り巻く環境を整えよう の3つの基本目標をもとに6つの中目標と 15 の小目標を掲げ食育の推進を図りました。また、効果的な食育の推進を図るため、目標値を設定し、それを達成する為の各ライフステージにおける取り組み及びボランティアをはじめとする団体や事業者の取り組みについても明記しました。

この計画は、当初は平成 22 年度から平成 25 年度までの4カ年の計画でしたが、知立市の健康増進計画である「健康知立ともだち21計画」が2カ年延長され、計画実施期間が平成 26 年度までとされたことに伴い、同様に平成 26 年度まで1年間の計画実施期間の延長を行いました。健康と食育は密接に関係しており、データの整合性を確保するうえでも、有効であることから、今後、「知立市食育推進計画」と「健康知立ともだち21計画」は同期を取って計画策定及び実施していくこととしました。

市民に対する食育の周知を一層進めるとともに、食育に関する正しい知識をもとに、一人ひとりが実践していくために、この度、計画の見直しを行い「第2次知立市食育推進計画」を策定しました。

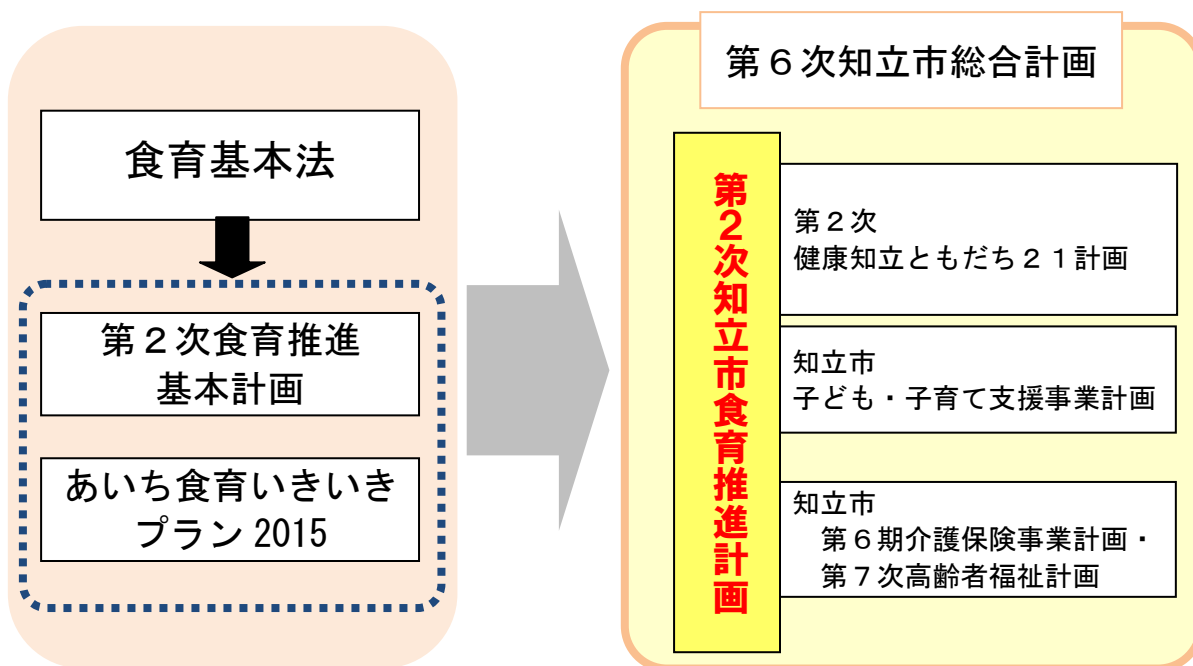
「食育」とは (食育基本法より)

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

2 計画の位置づけ

「第2次知立市食育推進計画」は食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画に位置づけます。

国の「第2次食育推進基本計画」、愛知県の「あいち食育いきいきプラン2015」、市の上位計画である「第6次知立市総合計画」や関連する計画との整合性を図りながら策定しました。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間です。平成31年度に、中間評価・見直しを行います。

ただし、計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

また、最終年度である平成36年度には、最終評価を行います。

年度	～平成26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
第2次知立市食育推進計画	策定	実施									
						中間評価 見直し					最終評価